

市内建設関係協会・団体 様

川口市長 奥ノ木 信夫

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言期間の  
公共工事、業務委託等の対応について（通知）

本市建設行政に対しましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

4月7日に政府より、本県を含む7都府県に対して、緊急事態宣言が発令されましたことを受け、本市における公共工事、業務委託に関しましては、当面の間、次の対応とすることを通知いたします。

**1 公共工事、業務委託等の実施について**

本市が発注する公共工事、業務委託等については、市民生活を支えるライフライン、都市インフラを適正に維持するために必要不可欠な業務であることから、現時点においては、継続して実施することとします。

ただし、今後の状況により、必要な工期や建設資材等の確保が困難な場合には、発注時期を見直す場合もあります。

**2 入札参加及び落札者決定後の辞退について**

入札の参加は、従来どおりの取り扱いとし、不参加による不利益は生じず、落札後に新型コロナウイルス感染等による予期せぬ事態が発生し、契約締結の辞退となった場合においても、辞退に至った状況を勘案し、指名停止等の処分の見送りを協議します。

**3 契約工期中の対応について**

工事及び業務委託着手後に新型コロナウイルス感染等により、工事及び業務の継続が困難となった場合については、受注者からの申し出による個別協議により、工期延期や設計変更等の対応を図るところとなっており、この場合は工事監督員と協議をお願いします。

また、各種届出や契約関係書類の提出は、郵送での受付を可能としますので、契約担当課又は工事担当課にご相談ください。

※以前よりお願いしている現場等において、新型コロナウイルス感染等の事案が発生した場合は、速やかに工事監督員に報告をお願いします。

（問い合わせ先）

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| ・入札・契約業務について          | 理財部契約課      |
| ・工事・業務委託について(上下水道を除く) | 建設部建設管理課    |
| ・工事・業務委託について(上下水道関係)  | 上下水道局管理部財務課 |
- または、各工事発注課